

第4回

臨時会

平成21年
7月28日

審査した議案

議案

第七十九号 香美市営バス事業に係る施設の設置及び管理に関する条例の一部改正

◎精神障害者の社会復帰、社会参加の促進を目的として、市営バス事業及び香美市通学バス事業の旅客使用料の割引制度を拡充する。併せて、香美市通学バス事業に通勤定期旅客使用料及び回数旅客使用料の制度を追加し、香美市営バス事業との整合を図る。

第八十号 市有財産の無償貸し付け

◎貸し付ける財産：香美市菌床生産センターの土地を除く建物及び生産施設、備品一式。貸し付けの相手方：香北町菌床生産組合 組

合長 野島民雄。

町立で始めた菌床生産センターは、政策上、一定の成果を上げることができたと判断している。今後のセンター運営は、香北町菌床生産組合が全面的に自立していけるような支援の方向に転換したい。ついでには、当組合にセンターの敷地を除く全施設を、現状での使用貸借にて無償貸し付けしたく議決を求める。

第八十一号 財産の取



香美市菌床生産センター

報告

第十九号 学校給食費滞納整理における和解（専決処分）

◎学校給食費請求事件について、平成二十一年七月九日に高知簡易裁判所にて和解した。債権額：十五万三千二百七十四円

得

◎競争入札に付した水槽付き消防ポンプ車（三千五百四十九万円）を取得するもの。

質疑

Q 第八十号について、無償で貸し付ける市有財産の備品の中に、フオークリフトがあるが、整備や保険に関しては、どうなるのか。

A 備品等の管理や保険については、今後、菌床生産組合にて行うことになる。

Q 当初予算に菌床センターの運営費として約千三百万円が計上されているが、今後は必要なくなるのか。

A その通りである。

Q 地場産業は、菌床シイタケ以外にもあるが、少し特別扱いとの印象を受ける。公共的な意味合いがあると言っても、営利を目的とした団体であることには違いない。市民が納得すると思うか。

A 経過としては、合併前に旧香北町が、町の施設として管理し、菌床生産組合に貸し付けていたものを、合併後もそのまま香美市に引き継いでいるところである。そのため、施設の修繕や維持管理については、全て市の持ち出しであったが、今回の使用貸借によって、今後は菌床生産組合で維持管理し、経営していくことになる。このことから、市民の理解は得られると考えている。

他の地場産業の場合は、団体に対して補助金を出し、各団体で財産を取得することが通常であり、市の財産を貸し付けることは他には例がない。

菌床生産組合についても、今後は、自立して経営することとなるが、市が全く知らないということではなく、今後でも支援はしていく考えである。